

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第65号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年8月3日（土） 21時36分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市佐世保港前畑岸壁 <sup>まえはた</sup> 南西方沖のタタミバエ 佐世保港弁天島 <sup>べんてん</sup> 灯台から真方位140° 650m付近 （概位 北緯33° 08.5′ 東経129° 43.2′）
事故等調査の経過	平成25年8月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート みくも、2.6トン
船舶番号、船舶所有者等	292-49973長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	左舷船尾外板に塗膜剝離、船外機フィンに曲損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、4人を同乗させ、花火大会の鑑賞を終えて約5～6ノットの対地速力で佐世保港前畑岸壁南西方沖を南進中、平成25年8月3日21時36分ごろタタミバエに乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 月没時刻：16時33分ごろ
その他の事項	船長は、花火大会会場までの航行経路の下見のため、前月の昼間に初めて前畑岸壁沖を航行し、そのときの航跡をGPSプロッターに記録していたものの、本事故当時、GPSプロッターの画面がまぶしく、前方が見えにくかったことから、GPSプロッターの電源を切り、目視のみで操船していた。 船長は、前畑岸壁西方沖で前方に赤く点滅する灯火を視認したが、同灯火を右舷に見てその東側を航行した。 本船の喫水は、本事故当時、船首約0.7m、船尾約0.7mであった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、佐世保港前畑岸壁南西方沖を南進中、船長が目視のみに頼って操船を続けたことから、タタミバエに向けて航行することにな

	<p>り、タタミバエに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、前畑岸壁西方沖で前方に赤く点滅する灯浮標の灯火を視認したが、同灯浮標が右舷標識であることが分からず、同灯浮標を右舷に見て航行したのと考えられる。</p> <p>船長が、GPSプロッター画面の輝度を調整し、過去に記録した航跡に沿って航行していれば、本事故の発生を回避できたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、佐世保港前畑岸壁南西方沖を南進中、船長が目視のみに頼って操船を続けたため、タタミバエに向けて航行することになり、タタミバエに乗り揚げたことにより発生したのと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視のみに頼らず、GPSプロッターを活用して船位を確認すること。</li> <li>・ 灯浮標の意味及び航行可能水域など航路標識に関する知識を深めること。</li> </ul>